

岡山市東部余熱利用健康増進施設整備・運営 PFI 事業

事業者募集要項

平成 14 年 9 月

岡 山 市

はじめに

岡山市は、健康増進、休養・休息およびコミュニケーションの場を広く市民に提供し、市民が喜びをもって本施設を利用できるようにすることにより地域の活性化と公共福祉の増進を図ることを目的として、東部クリーンセンターから発生する余熱を有効利用した温水プールと事業場所から湧出する温泉を活用した温浴施設を中心とした施設の整備・運営事業を行います。本事業の実施にあたっては、民間事業者の資金、経営能力および技術的能力を活用することによって、本事業の目的を効率的かつ効果的に達成することを目指し、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」といいます。)にのっとり、平成14年6月21日に「実施方針」を定め公表しました。

今般、本事業を「特定事業」として選定いたしましたので、ここに本事業を実施する事業者を募集することとし、募集要項を公表いたします。

応募に際しましては、企業における各分野の豊富な経験と優れたノウハウを十分に活かし、本事業が効率的かつ効果的に遂行できるよう、地元企業をはじめ各企業の広く積極的な参加を期待します。

岡山市長 萩原 誠 司

岡山市東部余熱利用健康増進施設整備・運営 PFI 事業 事業者募集要項

目 次

1 . 事業の内容.....	1
1-1.名 称	1
1-2.本事業の目的.....	1
1-3.概 要	1
1-4.事業場所	1
1-5.事業期間	1
1-6.施設運営開始時期	1
2 . 事業者選定およびスケジュール.....	1
2-1.選定方式	1
2-2.選定スケジュー - ル	1
2-3.現場説明会	2
2-4.募集要項に関する第一回質問受付	3
2-5.自由提案施設確認書、独自サービス確認書の受付・回答.....	3
2-6.募集要項に関する第一回質問の回答書配布	4
2-7.募集要項に関する第二回質問受付	4
2-8.募集要項に関する第二回質問の回答書配布	4
2-9.第一次提案書の受付	4
2-10.第一次審査結果の通知.....	5
2-11.その他	5
3 . 応募の条件等	5
3-1.応募資格要件.....	5
3-2.応募不適合者	5
3-3.グループ構成に関する条件	6
3-4.費用の負担	6
3-5.使用言語および単位	6
3-6.提出書類の取扱い	6
3-7.著作権.....	6
3-8.提供資料の取扱い	6
3-9.その他.....	6
4 . 審査	7
4-1.第一次審査	7
4-2.第二次審査	7
5 . 事業条件.....	8
5-1.事業の枠組み.....	8
5-2.施設の整備に係る条件.....	10

5-3.施設の運営に係る条件.....	13
5-4.サービス購入費の支払い.....	17
5-5.その他.....	18
6 . 第一次提案書類の提出	19
6-1.資格審査関連書類	19
6-2.施設計画概要書類	19
6-3.運営・維持管理概要書類	20
6-4 事業計画概要書類	20
6-5.その他.....	20
別紙 - 1 「本施設の要求性能について」.....	別 1 - 1
別紙 - 2 「施設仕様について」.....	別 2 - 1
別紙 - 3 「運営仕様について」.....	別 3 - 1
別紙 - 4 「維持管理に係る要求水準」.....	別 4 - 1
別紙 - 5 「各種施設の例」.....	別 5 - 1
別紙 - 6 「事業に係るリスクの種類とリスク分担」.....	別 6 - 1
別紙 - 7 「非価格要素に係る審査項目」.....	別 7 - 1
別紙 - 8 「温泉枯渇の定義について」.....	別 8 - 1
別添 - 1 「提出書類様式集」	
別添 - 2 「参考資料：本施設（東部施設）周辺状況等の概要」	
別添 - 3 添付資料（以下の通り）	
1 位置図	
2 新産業ゾーン土地利用計画図	
3 用地測量図	
4 上水道布設図	
5 下水管布設図	
6 地質調査図	
7 熱源供給設備条件資料	
8 敷地平面概略図	
9 温泉掘削資料	
別添 - 4 価格審査に係る考え方	
別添 - 5 「西大寺新産業ゾーン及び西大寺内陸工業団地地区計画(案)」	

1 . 事業の内容

1-1.名 称

事業の名称を、「岡山市東部余熱利用健康増進施設整備・運営 PFI 事業」(以下、「本事業」といいます。)とします。

1-2.本事業の目的

東部クリーンセンターから発生する余熱を有効利用する温水プールと事業場所から湧出する温泉を活用した温浴施設とを中心とした健康増進施設(以下、「本施設」といいます。)の整備(設計・建設)および運営(維持管理を含む。)を行います。このことにより、広く市民に対して健康増進、休養・休息およびコミュニケーションの場を提供し、市民が喜びをもって本施設を利用できるようにすることにより地域の活性化と公共福祉の増進を図ることを目的としています。

また、東部クリーンセンターから発生する余熱を有効利用することによって、化石燃料の消費を抑えて、地球環境保護に資する施設を目指します。

1-3.概 要

本事業は、下記の事業場所において、事業者が本施設の整備を行い、本施設の運営を15年間にわたり実施していくものです。

事業者は、要求性能(別紙-1)施設仕様(別紙-2)および運営仕様(別紙-3)等で定めるところにより施設を整備し、運営しなければなりません。また、事業者は施設仕様に規定される各施設の他に独自の発想に基づいた施設の整備および各種サービス(プログラム含む。)を実施することができます。

事業者は、市が支払うサービス購入費および独自に提供するサービス等の利用料金等に基づいて、設備投資資金と年々の運営経費を回収します。

なお、事業期間終了後は、事業者は本施設を市に無償譲渡することとします。

1-4.事業場所

岡山県岡山市西大寺川口 372 番 1 ほか
(事業用地面積：11,117 m²)

1-5.事業期間

自：事業契約締結の日

至：施設の運営開始日から起算して15年経過した日

1-6.施設運営開始時期

平成16年11月(予定)

2 . 事業者選定およびスケジュール

2-1.選定方式

事業者の選定方式は、公開募集による二段階方式とし、本事業のために設ける審査委員会の助言を受けて最終的に市が事業者を選定します。

2-2.選定スケジュール

事業者の選定は、以下のスケジュールを予定しています。

平成 14 年	9 月 10 日	募集要項の公表
	9 月 10 日 ~ 9 月 24 日	募集要項の閲覧
	9 月 17 日	現場説明会
	9 月 24 日 ~ 9 月 25 日	募集要項に関する第一回質問受付
	9 月 24 日 ~ 10 月 22 日	自由提案施設確認書受付
	〃	独自サービス確認書受付
	10 月 10 日 ~ 10 月 11 日	第一回質問回答書配布
	10 月 21 日 ~ 10 月 22 日	募集要項に関する第二回質問受付
	11 月 7 日 ~ 11 月 8 日	第二回質問回答書配布
	12 月 9 日 ~ 12 月 10 日	第一次提案書類受付
平成 15 年	1 月 下旬	第一次審査結果の通知
	1 月 下旬	第二次提案作成要項の公表・配付
	2 月 上旬	上記要項に関する質問受付
	3 月 上旬	質問回答書配付
	4 月 上旬	第二次提案書類受付
	5 月 上旬	第二次審査結果の公表
	〃	優先交渉権者決定
	〃	契約交渉開始
	8 月 上旬	事業(仮)契約締結

(注)第一次提案書類を受け付けた後に、必要により市は追加資料の提出要求やヒアリングを実施するものとします。

募集要項の閲覧

閲覧期間 平成 14 年 9 月 10 日 ~ 平成 14 年 9 月 24 日

(土・日曜日、祝日を除く)

閲覧時間 午前 9 時から午後 5 時まで

閲覧場所 岡山市環境局環境施設部環境施設課

TEL 086-803-1313

なお、本募集要項については、岡山市のホームページでも閲覧できます。

ホームページ <http://www.city.okayama.okayama.jp/kikaku/pfi/>

2-3.現場説明会

本要項公表後に現場説明会を下記のとおり実施いたします。

現場説明会への参加希望者(1社当たり3名以下でお願いします。)は、事前に様式1「現場説明会参加申込書」(以下、「申込書」といいます。)を提出しなければなりません。なお、市の許可を得ずに事業場所に立ち入ることを禁じます。

(1) 現場説明会開催日時

平成 14 年 9 月 17 日(火) 午後 3 時

(2) 集合場所

岡山市東部クリーンセンター管理棟 3 階研修室

岡山市西大寺新地 453-5

TEL 086-944-7071

(説明会当日、定刻までにお集まりください。)

(3) 申込書受付期間

平成 14 年 9 月 10 日(火) ~ 平成 14 年 9 月 13 日(金)

(4) 申込書提出場所

〒700 - 8544 岡山県岡山市大供 1-1-1

岡山市環境局環境施設部環境施設課

TEL 086-803-1313

FAX 086-803-1737

E-mail kankyoushisetsuka@city.okayama.okayama.jp

(5) 提出方法

申込書を上記場所まで持参、郵送(宅配便可)または FAX、E-mail にて提出してください。

上記以外の提出方法は、認めません。

受付は、申込書受付期間の最終日午後 5 時までとします。持参の場合は受付期間内の午前 9 時から午後 5 時までとします。

(6) その他

説明会会場において、改めて募集要項等の配付は行いませんので、各自ご持参ください。

2-4.募集要項に関する第一回質問受付

募集要項に関する第一回質問を下記のとおり受け付けます。

(1) 質問受付期間

平成 14 年 9 月 24 日(火)～平成 14 年 9 月 25 日(水) (必着)

受付時間は、受付期間内の午前 9 時から午後 5 時までとします。

(2) 質問受付場所

2-3.(4)と同じ場所で受け付けます。

(3) 質問の方法

様式 2「募集要項に関する第一回質問書」に内容を簡潔に記載してください。記載した質問書とその内容を保存したフロッピーディスク(3.5 インチ)1部とを併せて、受付場所まで持参または郵送(宅配便可)にて提出してください。

なお使用ソフトは、「Microsoft Word」又は「一太郎」とします。

上記以外の方法による質問は、受け付けません。

また、本事業に関係のない事項等には回答しませんのでご注意ください。

2-5.自由提案施設確認書、独自サービス確認書の受付・回答

自由提案施設の設置(13 ページ 5-2.(2)「c.自由提案施設の設計条件」をご参照ください。)を予定する場合「5.事業条件」の規定および別紙 - 5「各種施設の例」の例示を参照し、予定する全ての自由提案施設について確認書を提出してください。また、独自サービス(14 ページ 5-3.(1)a.ウ.「2)事業者が独自に提供できるサービス」をご参照ください。)の実施を予定する場合、予定する全ての独自サービスについて、独自サービス確認書を提出してください。それぞれ、提出者に対して個別に施設、サービスの適否を回答します(受付後 2 週間程度で回答することを予定しています。)。なお、自由提案施設におけるサービス(15 ページ 5-3.(1)c.「ウ.自由提案施設におけるサービスの提供」を参照ください。)は、自由提案施設確認書に記載してください。

確認を実施せず、上記施設、サービスの提案を行った場合は、失格として扱う場合があります。

(1) 受付期間

平成 14 年 9 月 24 日(火)～平成 14 年 10 月 22 日(火) (必着)

受付時間は、受付期間内の午前 9 時から午後 5 時までとします。

(2) 受付場所

2-3.(4)と同じ場所で受け付けます。

(3) 提出方法

2-4.(3)と同じ方法とします。

2-6.募集要項に関する第一回質問の回答書配布

2-4.の質問を受け付けた後、下記のとおり回答書を配布します。

なお、一件一葉の回答は予定しておりません。また、電話等による問合せには、回答しません。

(1) 配布期間

平成 14 年 10 月 10 日(木)～平成 14 年 10 月 11 日(金)

配布時間は、配布期間内の午前 9 時から午後 5 時までとします。

(2) 配布場所

2-3.(4)と同じ場所で行います。

2-7.募集要項に関する第二回質問受付

募集要項に関する第二回質問を下記のとおり受け付けます。

(1) 質問受付期間

平成 14 年 10 月 21 日(月)～平成 14 年 10 月 22 日(火) (必着)

受付時間は、受付期間内の午前 9 時から午後 5 時までとします。

(2) 質問受付場所

2-3.(4)と同じ場所で受け付けます。

(3) 質問の方法

2-4.(3)と同じ方法で行います。

(様式 4「募集要項に関する第二回質問書」をご利用ください。)

2-8.募集要項に関する第二回質問の回答書配布

2-7.の質問を受け付けた後、2-6.と同様に下記のとおり回答書を配布します。

(1) 配布期間

平成 14 年 11 月 7 日(木)～平成 14 年 11 月 8 日(金)

配布時間は、配布期間内の午前 9 時から午後 5 時までとします。

(2) 配布場所

2-3.(4)と同じ場所で行います。

2-9.第一次提案書の受付

下記の要領にて提出してください。

(1) 受付期間

平成 14 年 12 月 9 日(月)～平成 14 年 12 月 10 日(火)(必着)
受付時間は、受付期間内の午前 9 時から午後 5 時までとします。

(2) 受付場所

2-3.(4)と同じ場所で受け付けます。

(3) 提出書類

詳細は、「6.第一次提案書類の提出」をご参照ください。

(4) 提出方法

提出書類を上記受付場所まで持参することとします。郵送、その他による提出方法は認めません。

2-10.第一次審査結果の通知

第一次審査結果は、平成 15 年 1 月下旬に応募者に文書で通知します。
なお、電話等による問合せには、回答しません。

2-11.その他

第一次審査結果を通知後、第二次提案作成要項等を配付し第二次提案を受け付けます。

3 . 応募の条件等

3-1.応募資格要件

応募者は、複数の企業によって形成されたグループであることを条件とします。

グループ構成員の中には、必ずスポーツ施設の運営実績を有する企業が入っていることおよび温浴施設の運営実績を有する企業が入っていることを要します(日本国内における実績とし、規模は問いません。また、対象施設は専業でなく、例えばフィットネス施設に併設された温浴施設やクアハウスに設置された運動施設等の実績であっても可とします。)

グループは第一次提案書類提出時に、事業契約締結時までに事業実施のための会社(以下、「新会社」といいます。)をグループ構成員全員の出資により設立することを表明(様式 8-2「新会社設立表明書」)しなければなりません。各グループ構成員各々の出資比率は問いません。また、グループ構成員以外の第三者による出資は認めません。

3-2.応募不適合者

下記に該当する企業については応募ができません。よって、グループ構成員の中に下記事項の該当企業が参画しているグループは失格になります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 および岡山市契約規則(平成元年市規則第 63 号)の規定に該当する企業
- (2) 商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条の規定による整理開始の申し立て又は通告がなされている企業
- (3) 破産法(大正 11 年法律第 71 号)第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申し立てがなされている企業
- (4) 旧和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条の規定による和議開始の申し立て

がなされている企業

- (5) 会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更正手続き開始の申し立てがなされている企業
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている企業
- (7) 本募集要項公表の日から第一次提案書類受付期間の最終日までの間において、岡山市の指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中である企業
- (8) 税金の未納がある企業

3-3.グループ構成に関する条件

- (1) 同一の企業が複数のグループに所属することはできません。
- (2) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項から同条第6項に規定される親会社、子会社および関連会社の関係にある会社は、異なるグループに属することはできません。
- (3) 上記(2)の関係にある会社のみでグループを構成することはできません。
- (4) 第一次提案書類提出後は、グループ構成員の変更はできません。提出後にグループ構成員の脱退があった場合は失格扱いとします。

3-4.費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。

3-5.使用言語および単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるものを使用することとします。

3-6.提出書類の取扱い

提出後の書類の変更は認めません。また、提出様式以外の補足資料等の提出も認めません。提出書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とするとともに、その応募者に対して、所要の措置を講じることがあります。

なお、提出された書類は理由の如何を問わず返却しません。提出された書類の内容について、市は審査結果等の公表に用いる場合があります(提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある情報を除く。)

3-7.著作権

本要項に基づき応募者から提出される書類の著作権は、作成者に帰属します。ただし、市は本要項に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとします。

3-8.提供資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

市の許可なく第三者に対してこれを使用させたり、またはこの内容を提示することを禁じます。ただし、この検討の範囲内で第三者の専門家等のアドバイス等を必要とする場合、この第三者に上記同様の使用制限を課した上でこれを使用させたり、または、内容を提示することは許されますが、この第三者が上記制限に違反した場合、第三者に資料を開示した者は市に対して責任を負うものとします。

3-9.その他

市は、本事業の実施に当たり株式会社エコ・アシストとアドバイザー契約を締結しています。

同社をグループの構成員とすることはできません。また、当該契約に関連し同社から再委託を受けている会社および、同社と 3-3.(2)の関係にある会社もグループ構成員とすることはできません。

* あさひ法律事務所、電源開発株式会社および株式会社三菱総合研究所が該当します。

4 . 審査

審査は、本事業のために設ける「審査委員会」の助言を受けて、市が実施します。審査に関する問合せには一切回答しません。個別に同委員へ審査に関する問合せを行った事実が判明した場合は、その構成員を含むグループは、理由の如何を問わず失格とします。

本事業の募集において応募者がいない場合、あるいは、審査の結果において応募者全員の提案が市の財政負担の縮減達成等を図れないものと判断された場合、市は事業者の選定を行わず、特定事業の選定を取消すことがあります。

4-1.第一次審査

第一次審査は、第二次審査において実施する価格審査を除く総合的な観点から行います。第一次審査の項目は以下のとおりです。

(1) 資格信用審査

15年間の事業運営の健全性を担保する上で、「新会社」の出資者となる応募グループ構成員の信用力は極めて重要です。「3.応募の条件等」に記載された参加資格を満足するか否かの確認を行います。

なお、岡山市の指定業者以外の企業についても、市の指名停止基準に該当する行為が判明した場合には、失格となる場合があります。

(2) 仕様適合審査

「5.事業条件」から逸脱した提案は認められません。同条件に適合しているか否かの確認を行います。

(3) 事業計画健全性審査

新会社の出資者に信用力があっても、新会社の事業そのものが健全に行われなければ事業の継続性が担保されません。特に、本事業において新会社の収入源泉はPFI事業契約のみであることから、事業計画の健全性について評価を行います。

また、「事業者が独自に提供できるサービス」、「自由提案施設」、「自由提案施設におけるサービス」に係る提案がある場合、これらが事業計画の健全性に与える影響等について評価します。

(4) 非価格要素審査

本施設のデザインやレイアウト、運営上の工夫等の非価格要素(別紙-7「非価格要素に係る審査項目」をご参照ください。)につき、本事業のために設ける審査委員会において評価を行います。

4-2.第二次審査

第二次審査項目は以下のとおりですが、詳細については第二次提案作成要項で明らかにします。

(1) 第一次提案書類と整合していることの確認審査

原則として第一次提案の内容を変更することは認めません。第二次提案の内容が第一次提案の内容と異なる場合、その理由を求め、相違点とその理由如何によっては失格とすることがあります（募集要項に詳細な規定が無く、第二次提案作成要項に提示した条件に起因して変更が必要になった場合はその限りではありません。）

- (2) 市が支払うサービス購入費（基本料金）（現在価値換算値）による価格審査（別添 4「価格審査に係る考え方」をご参照ください。）

5 . 事業条件

5-1.事業の枠組み

事業の基本的な枠組みは以下のとおりです。なお、詳細については、5.2～5.5、別紙1～7および別添3を参照してください。

(1) 事業のコンセプトと施設の位置付け

a . 事業のコンセプト

ア. 基本コンセプト

本施設は東部クリーンセンターから発生する余熱を有効利用する温水プールと事業場所から湧出する温泉を利用した温浴施設を中心とした健康増進施設を整備するものです。本事業は、広く市民に対して健康増進、休養・休息およびコミュニケーションの場を提供し、市民が喜びをもって本施設を利用できるようにすることにより地域の活性化と公共福祉の増進を図ることを目的としています。本事業は、こうしたコンセプトに合致する施設を整備し、15年間にわたり運営する事業です。

市は本事業を実施する事業者サービス提供の対価としてサービス購入費を支払います。事業者は市が支払うサービス購入費等を基に、設備投資資金と運営経費を回収します。

本事業においては施設の割賦販売契約やファイナンスリース契約を行なうことは致しません。

イ. 施設の構成とサービスの概要

1) 施設の構成

本施設は、以下の三つの施設から構成するものとします。

施設区分		概 要
必須施設	主要施設	市が別紙 - 2「施設仕様について」において規定する4施設(屋内温水プール、温浴施設、会議室、トレーニングルーム)
	附属施設	主要施設を機能させるために必要不可欠および補完となる施設(軽食喫茶を含む)
自由提案施設		健康増進、休養・休息およびコミュニケーションの場の提供という目的を逸脱しない範囲で、事業者の自由な発想により設置する施設

トレーニングルームは、ジムおよびスタジオで構成する。

上記施設のうち、自由提案施設は、独立採算（施設整備費用、運営費用等を自由提案施設の利用料収入でまかなう。）を条件として設置を認める施設で、必ず利用料を徴収することとします。自由提案施設を設置することにより市の財政負担

が増加するような提案であってはなりません。

したがって、自由提案施設は、必ず提案しなければならないというものではありません。また、自由提案施設の運営は、必ずしも 15 年間継続する必要はありません。

2) 事業者が提供するサービスの概要

事業者は本施設において、別紙 - 3「運営仕様について」にしたがって、以下のサービスを提供するものとします。

- ・ 必須施設を常に利用可能な状態に維持管理すること
- ・ 主要施設内において、市の規定するサービスを提供すること

また、事業者は本事業の目的に合致する範囲内で、以下のサービスを提供することができるものとします。

- ・ 主要施設内において、事業者独自のサービスを提供すること
- ・ 自由提案施設を適切に維持管理し、施設内において事業者独自のサービスを提供すること

3) サービス提供に対する対価

市は必須施設が適切に維持管理され利用可能な状態にあることを条件に、事業者にはサービス購入費(基本料金)を支払います。また、主要施設(温浴施設は除く)等の利用者数に応じてサービス購入費(利用者数比例料金)を支払います。

b. 施設の位置付け

市は、主要施設を地方自治法第 244 条に規定される「公の施設」として位置付けます。したがって、施設の設置、使用料等は市が条例にて定めるものとし、利用者が支払う使用料は市の歳入となります。

自由提案施設は、施設の設置、利用料の設定等を事業者の裁量により行うことができる本事業の目的に合致した施設とします。利用者が支払う利用料金は事業者の収入となります。

(2) 事業者の提案範囲

事業者の提案範囲は以下のとおりとします。

施設区分		提 案 範 囲	
		施設整備	運営(サービス提供、維持管理)
必須施設	主要施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙 - 2「施設仕様について」に基づく主要 4 施設の内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙 - 3「運営仕様について」に基づき主要施設で提供するサービスの内容および料金 ・ 別紙 - 4「維持管理に係る要求水準」に基づき実施する施設の維持管理の内容 ・ 事業者が独自に提供するサービスの内容および料金
	付属施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙 - 2「施設仕様について」および上記提案に基づき必要となる施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙 - 3「運営仕様について」に基づき付属施設で提供するサービスの内容および料金 ・ 別紙 - 4「維持管理に係る要求水準」を満足するために実施する施設の維持管理の内容
自由提案施設		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の発案により設置する施設の内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供するサービスの内容および料金 ・ 施設の維持管理の方法

* 提案内容については提案時の基準・要項等を順守すること

(3) 事業終了時の取り扱い

事業者は、事業期間終了後、主要施設、付属施設(駐車場等の外構関係施設を含む。)を市に無償譲渡することとします。

自由提案施設については、設備等を撤去し、必須施設の利用に支障をきたさない状態にすることとします(原状復旧)。なお、市が必要と認めた場合には、事業者の原状復旧義務を免除し、継続して施設を利用することがあります。

市は、設計成果物および設備台帳等、施設運営に必要な書類を無償で引き継ぎ使用できるものとします。

* 什器・備品については無償譲渡の対象とはしません。

5-2.施設の整備に係る条件

(1) 事業場所等に係る基本条件

a. 敷地概要

- ア. 所在地 岡山市西大寺川口 372 番 1 ほか
- イ. 事業用地面積 11,117 m²
(東部余熱利用施設建築確認申請区域 10,124 m²
揚湯施設建築確認申請区域 993 m²)
- ウ. 用途地域 市街化調整区域
(平成 15 年度中に準工業地域に変更予定)
- エ. 建ぺい率 60%
- オ. 容積率 200%
- カ. 防火地域等 その他(建築基準法第 22 条地域)
- キ. 周辺道路 別添 - 3 添付資料 2「新産業ゾーン土地利用計画図」、添付資料 8「敷地平面概略図」をご参照ください。
- ク. 地質概要 別添 - 3 添付資料 6「地質調査図」をご参照ください。

b. 敷地引渡し等の条件

- ア. 事業場所については、市において敷地整地工事(敷地敷均し仕上実施)を行った上で、特定事業本契約日の翌日に温泉井とともに事業者引き渡す予定です。
(別添 3 添付資料 8「敷地平面概略図」)
- イ. 事業場所の引渡し後、温泉井の維持管理および敷地の沈下等については事業者にて対応するものとします。
- ウ. 事業場所の引渡しから事業終了までの期間、市は事業場所を無償にて事業者に貸与します。
- エ. 平成 16 年 4 月から平成 16 年 10 月の期間、余熱供給配管敷設を敷地境界まで市において施工します。(別添 - 3 添付資料 7「熱源供給設備条件資料」をご参照ください。)
- オ. 敷地周囲のインフラ整備状況
敷地周辺にはガス供給配管は整備されていません。
上下水道については、別添 - 3 添付資料 4「上水道布設図」、5「下水管布設図」をご参照ください。

c. 事業場所の都市計画法上の取り扱い

(別添 - 3 添付資料 8「敷地平面概略図」中の「法的規制図」の 、 をご参照ください)

7. 当該事業用地の面積は、以下のとおりです。

	面 積
都市計画位置決定区域内	事業用地 10,124 m ²
都市計画位置決定区域外	事業用地 993 m ²
合 計	11,117 m ²

- イ. の区域内の施設は余熱利用施設の建築物(本体)とします。 の区域内の施設は揚湯設備の建築物(機械室等の建築物)とします。
- ウ. と の区域にまたがって建築物を建築することはできません。
- エ. と 区域の境界を明示するため、別添 - 3 添付資料3「用地測量図」敷地座標番号 6118 および P600 にコンクリート杭を、5555、5556、5557、5558、5559、5590、5591 にビス杭を設置してください。(市が立ち会います。)
- オ. 当該事業用地での外構計画は同区域内外を問わず一体の計画としてください。
- カ. 別添 - 5「西大寺新産業ゾーン及び西大寺内陸工業団地地区計画(案)」に基づく建築計画としてください。

d. 余熱供給条件等

7. 施設運営期間中、市が本施設に対して東部クリーンセンターから無償にて供給する余熱の条件は以下のとおりです。詳細については、別添 - 3 添付資料7「熱源供給設備条件資料」をご参照ください。

項 目	条 件	備 考
熱媒	686kPa (7kgf/cm ²) の蒸気	敷地境界取り合い点での条件
供給量	3t/h(0.83kg/s) を上限とします	
供給時間	24 時間連続の供給が可能です	

- イ. 余熱の受入れに当たっては、東部クリーンセンターと連絡を密にすることとします。具体的な受給方法の詳細については、別添 - 3 添付資料7「熱源供給設備条件資料」をご参照ください。
- ウ. 市側の事情により上記の余熱供給ができない場合においても、事業者は施設に設置するバックアップ熱源設備を用いて、施設の運営を継続するものとします。
- エ. 余熱供給の計画停止は下表のとおりです。施設の運営を続けるにあたり、計画外の余熱供給の停止に対して、事業者がバックアップ熱源設備を稼動した場合、市はあらかじめ契約書で定める代替燃料費に相当する額を事業者に支払います。
ただし、供給する余熱(蒸気)により発電等を行なう場合は、余熱供給の計画外停止に伴う電力購入費用の増分に相当する額の支払は行いません。

	停止時期	停止日数
計画停止	5 月頃	連続 16 日以下

- オ. 参考として東部クリーンセンターの計画外停止状況(平成 13 年 8 月～平成 14 年 8 月実績)を示します。下記の状況においても、今回本事業で計画している余熱供給を計画外停止に至らせる影響はありませんでした。
- ・ 3 炉合わせて21回の緊急停止(合計414時間、平均約20時間/回)
 - ・ 上記の内 2 炉運転時緊急停止 6 回、3 炉運転時緊急停止15回

e. 温泉供給の概要等

7. 市は事業者に対して事業場所に設置した温泉井および温泉水を無償で利用する権利を与えます(温泉水の利用は本施設の運営に必要な範囲に限ります。)

1. 当該温泉の概要は下表のとおりです。

項目	内容
掘削期間	平成13年9月17日～平成13年12月21日
湧出場所	岡山市西大寺川口字菰深378番2
掘削深度	1,300m
泉温	33.5 (外気7.0) 保温管利用
湧出量	16.9リットル/分・動力(24.3トン/日)
知覚的試験	微黄色、塩味、無臭
泉質	カルシウム・ナトリウム・塩化物温泉

* 事業者は、敷地引渡し後速やかに揚湯試験を実施するものとします。
揚湯試験に係る費用は事業者の負担とします。

ウ. 事業者は、温泉を利用するために必要となる温泉供給設備(揚湯設備、温泉水貯留設備等)を自ら設置、維持管理、運営するものとします。

(2) 設計に係る条件

a. 施設の規模・構造

- ア. 本施設の延床面積の合計は3,000～3,800㎡の範囲内とします(延床面積には揚湯設備機械室等も含みます。)
- イ. 必須施設と自由提案施設は一棟として計画してください(ただし、駐輪場など本施設と用途上不可分な建築物はこの限りではありません。)

b. 必須施設の設計条件

- ア. 施設は別紙-1「本施設の要求性能について」および別紙-2「施設仕様について」を満足するものとします。
- イ. 施設の耐用性の水準については、事業期間終了時まで健全な状態であることとします。
- ウ. 施設の熱源システムは隣接する東部クリーンセンターから供給される余熱利用を前提とします。
- エ. 余熱供給の停止に備え、施設側において熱源設備の100%バックアップを持つものとします。
- オ. 余熱供給配管およびドレン回収配管は、東側敷地境界にて、事業者配管と取り合うものとします。詳細は、別添-3 添付資料7「熱源供給設備条件資料」、添付資料8「敷地平面概略図」をご参照ください。
- カ. 余熱供給に伴って発生するドレンについては、事業者が設ける設備にて東部クリーンセンターへ返送するものとします。
- キ. 温泉量の減少等の事象が生じても、施設に設置する給湯設備を用いて、施設の運営が継続可能である施設とすることとします。
- ク. 外構条件
 - 1) 敷地内において、駐車場、駐輪場、緑地、外柵等を適切に配置するものとします。
 - 2) 駐車場、駐輪場の各必要台数は応募者の集客予想に基づき設定するものとします。
 - 3) 駐車場、構内道路等は舗装仕上げ(砂利敷き仕上げは不可)とします。

c. 自由提案施設の設計条件

- ア. 本事業の目的およびコンセプトから逸脱する施設(「不適格施設」という。)は認めません。

1. 必須施設、自由提案施設および不適格施設を別紙 - 5「各種施設の例」に例示しますので参考にしてください。

d. その他

ア. 地質調査データの取扱い

別添 - 3 添付資料6「地質調査図」に示す地質調査データは、事業者の責任においてその内容を解釈して利用するものとし、必要に応じ事業者において地質調査を行うものとして下さい。

イ. 地下水の利用

地下水の利用は不可とします（市が事業者に対し、利用する権利を与えた温泉は除く。）

ウ. 設計内容の確認

設計を実施する過程において、市はその内容を随時閲覧できるものとします。

(3) 施工に係る条件

本施設の施工については下記の条件によるものとします。

a. 周辺環境への配慮

事業者は騒音、振動等について近隣への影響を極力低減するものとします。

b. 近隣説明

事業者は施工内容について近隣説明会等を行うものとします。

c. 官庁関係等の諸手続き

工事に必要な官庁関係等の諸手続きは、事業者において行うものとします。

d. 関連工事工程

本施設の施工に当たっては、別途市が行う下記の関連工事と綿密な調整を行い、施設運営開始時期を順守するものとします。

工事期間（予定）	関連工事
平成 16 年 4 月～平成 16 年 10 月	余熱供給配管敷設

e. 工事進捗状況および竣工時の確認

工事の過程において、事業者は市に進捗状況を定期的に報告するものとします（施工内容に関する詳細事項は求めません。）。建築関係法令等によるものは、法令に従うものとします。

竣工時においては、要求性能および施設仕様を満たしているかどうかを確認します。

5-3. 施設の運営に係る条件

事業者は、15 年間の運営期間を通して、別紙 - 1「本施設の要求性能について」、別紙 - 3「運営仕様について」および別紙 - 4「維持管理に係る要求水準」で規定する内容を満足するように施設の運営を行う必要があります。

(1) サービスの提供に係る条件

a. 主要施設におけるサービス

ア. 施設の営業日数および営業時間

1) 営業日数

営業日数は年間 280 日以上とします。

なお、休業日は以下の条件で提案してください。

- ・ 定期休業日 : 週 1 日以内
- ・ 年末年始休業 : 8 日以内
- ・ 定期点検による休業 : 年間 12 日以内

- ・その他：上記以外の休業を実施する場合は、事前に市との協議が必要となります。

2) 営業時間

基本営業時間は午前 10 時から午後 8 時 30 分とします。事業者は営業可能時間の範囲内で、基本営業時間を延長して営業時間を提案することができます。

- ・基本営業時間：午前 10 時から午後 8 時 30 分まで
- ・営業可能時間：午前 6 時から午前 0 時まで

市の承諾を条件に、特別なイベント等に対応して、事業者が設定した営業時間以外（営業可能時間外を含む。）に営業することを認める場合があります。

イ. 利用者への施設開放

1) 施設の自由利用

屋内温水プール、温浴施設、トレーニングルーム（ジム）については、営業時間中は利用者が常に自由に利用すること（以下、「自由利用」といいます。）ができるように運営するものとします。トレーニングルーム（スタジオ）については、自由利用を可能とするか否かの判断は事業者の裁量とします。詳細については、別紙 - 3「運営仕様について」1-2.「(1)自由利用範囲」をご参照ください。

2) 施設の専用利用

利用者および事業者は、屋内温水プール、トレーニングルーム（スタジオ）会議室を一定条件のもとで専用利用可能とします。また、トレーニングルーム（ジム）温浴施設の専用利用は不可とします。なお、事業者は一定条件の範囲で他の利用者より優先して施設を専用利用することが可能です（あらかじめ使用枠を確保できます。）。詳細については、別紙 - 3「運営仕様について」1-2.「(2)専用利用範囲」をご参照ください。

ウ. 提供するサービス

1) 事業者が提供しなければならないサービス

事業者は、屋内温水プールおよびトレーニングルームにおいて利用者の健康増進を支援するサービスを提供する必要があります。詳細については、別紙 - 3「運営仕様について」1-3.「(1) 事業者が提供しなければならないサービス」をご参照ください。

2) 事業者が独自に提供できるサービス

事業者は、屋内温水プール、トレーニングルーム（スタジオ）および会議室において施設を専用利用して独自の発想に基づき本事業の目的に合致する各種サービスを実施することができます（以下、「独自サービス」といいます。）。この際、イ.「2)施設の専用利用」に示した専用利用の条件を満たしている必要があります。

b. 付属施設におけるサービス

事業者は、運営期間を通して、主要施設が別紙 - 1「本施設の要求性能について」、別紙 - 3「運営仕様について」および別紙 - 4「維持管理に係る要求水準」を満足して有効に機能するよう、付属施設を維持管理する必要があります。

c. 自由提案施設におけるサービス

ア. 施設の営業日および営業時間

自由提案施設の営業日および営業時間は、主要施設の営業日および営業時間の範囲内で設定するものとします。自由提案施設のみの営業は認めません。

イ. 利用者への施設開放

自由提案施設の利用者への開放は、事業者独自の判断により実施することができますが、利用者が安全に利用できるように十分な注意を払う必要があります。

ウ. 自由提案施設におけるサービスの提供

自由提案施設でのサービスの提供は、本事業の目的に合致する範囲において事業者独自の判断で実施することができますが、利用者が安全に利用できるように、管理、運営には十分な注意を払う必要があります。

d. 料金等について

ア. 使用料（主要施設）

1) 料金水準

主要施設の料金設定等は、市がこれを条例等で定めるものとしします。なお、事業者が創意工夫をして効果的に事業を実施することができるように、市は事業者が最適と考える主要施設の使用料案をふまえて条例等を定めます。したがって、応募者は各自の利用者数予測等を考慮した上で、別紙 - 3「運営仕様について」に示す料金水準の範囲内で料金を提案してください。

料金水準は、あらかじめ定める方法により物価変動等に連動して改定することを想定しています。改定方法については第二次提案募集時までに提示する予定です。

*事業者が施設を専用利用して独自に提供するサービスの利用料金については、事業者が独自に設定することができます(詳細は別紙 - 3「運営仕様について」をご参照ください。)

2) 料金の収受等

利用者から徴収した使用料は公金となるため、地方自治法施行令第 158 条の歳入の徴収または収納の委託に係る規定に従った取り扱いをするものとしします。

事業者は利用者から使用料を徴収し、市に納付します。利用者から徴収した使用料は市の歳入となります(ただし、市は使用料のうち、屋内温水プール、トレーニングルーム(ジム・スタジオ)、会議室、駐車場の使用料に相当する額をサービス購入費の一部として事業者に支払います。詳細は、「5-4.サービス購入費の支払い」をご参照ください。)

*事業者が施設を専用利用して独自に提供するサービスの利用料金については、事業者が料金を徴収し、徴収した料金は事業者の収入となります(詳細は別紙 - 3「運営仕様について」をご参照ください。)

イ. 使用料（付属施設）

付属施設の内、駐車場については事業者の判断により使用料を徴収することができます。使用料を徴収する場合、これを市が条例等で定めるものとしします。駐車場以外の付属施設については使用料の徴収を想定していません(ただし、付属施設である軽食喫茶における飲食料金は、事業者が徴収します。)

1) 料金水準

別紙 - 3「運営仕様について」に示す料金水準の範囲内で事業者の判断で駐車場の料金水準を設定することができます(使用料を無料とすることもできます。)

なお、料金水準は、あらかじめ定める方法により物価変動等に連動して改定することを想定しています。改定方法については第二次提案募集時までに提示する予

定です。

2) 料金の収受等

利用者から徴収した駐車場の使用料は公金となるため、地方自治法施行令第158条の歳入の徴収または収納の委託に係る規定に従った取り扱いをするものとします。

事業者は利用者から使用料を徴収し、市に納付します。利用者から徴収した使用料は市の歳入となります。ただし、市は当該使用料に相当する額をサービス購入費の一部として事業者に支払います。詳細は、「5-4.サービス購入費の支払い」をご参照ください。

ウ. 軽食喫茶における飲食料金

1) 料金水準

軽食喫茶の料金設定等は、市が条例等で定めることはしません。事業者は、軽食喫茶における飲食料金を自由に設定することができます。ただし、本施設が公共事業として整備する施設であることを勧告して、周辺の類似施設（民間施設を含む。）と比較して著しく乖離した料金設定とならないよう配慮する必要があります。

2) 料金の収受等

料金の徴収は事業者が行い、徴収した料金は事業者の収入となります。したがって、公金である上記ア.およびイ.とは会計を分離して取り扱うこととします。

イ. 自由提案施設

1) 料金水準

事業者は、自由提案施設の利用料金を自由に設定することができます。ただし、本施設が公共事業として整備する施設であることを勧告して、周辺の類似施設（民間施設を含む。）と比較して著しく乖離した料金設定とならないよう配慮する必要があります。

2) 料金の収受等

料金の徴収は事業者が行い、徴収した料金は事業者の収入となります。したがって、公金である上記ア.およびイ.とは会計を分離して取り扱うこととします。

オ. 入湯税

事業者は、岡山市税賦課徴収条例にのっとり、特別徴収義務者として温浴（温泉）施設入湯者から入湯税を徴収し、市に納付しなければなりません。

e. サービスの提供に係る確認

市は、事業者が別紙 - 3「運営仕様について」を満足して適切にサービスの提供を行っているかを随時確認します。

(2) 施設の維持管理に係る条件

a. 本施設に係る要求性能

別紙 - 1「本施設の要求性能について」を満足するとともに、施設の所期の性能および機能を維持し、15年間の健全性を確保するために別紙 - 4「維持管理に係る要求水準」を満たす維持管理を実施します。

応募者は同水準を満たす維持管理計画概要書（様式7 - 2）を提出してください。

b. 維持管理に係る確認

市は別紙 - 4「維持管理に係る要求水準」を満たす維持管理が適切に実施されているか随時確認します。

5-4. サービス購入費の支払い

市は、施設運用期間にわたって事業者に対してサービス提供の対価として「サービス購入費」を支払います。サービス購入費の構成、水準等は以下のとおりです。

(1) サービス購入費の構成

サービス購入費は、基本料金と利用者数比例料金の二部門から構成されます。基本料金は、利用者数に係らず一定額が支払われるものとします。利用者数比例料金は、利用者数に応じて支払われるものです。

なお、サービス購入費（基本料金）に係る消費税および地方消費税については別途支払うものとします。サービス購入費（利用者比例料金）については、条例等で制定する主要施設使用料から消費税相当額を減じた額をその本体価格とし、それに消費税相当額を加えた額とします。

(2) サービス購入費の水準

サービス購入費の水準は以下のとおりとします。

a. 基本料金

市は、事業者が第二次提案にて提案する額を基本料金として支払います。なお、料金の水準は、あらかじめ定める方式により物価変動等に連動して改定することを想定しています。改定の方式は第二次提案募集時まで提示する予定です。

b. 利用者数比例料金

利用者数比例料金は、5.3.(1) d.ア.およびイ.で規定する条件を基に設定する使用料*のうち、屋内温水プール、トレーニングルーム（ジム、スタジオ）、会議室、駐車場の使用料に相当する額とします（1円未満が生じたときは切り捨てるものとします。）。なお、施設使用料が改定された場合には、利用者数比例料金もこれと連動して改定するものとします。

*使用料とは、主要施設の自由使用料（別 3-4 ページ、別紙 - 3「運営仕様について」1-5.(1)「a.自由使用料」参照）、主要施設の施設専用使用料（別 3-5 ページ、別紙 - 3「運営仕様について」1-5.(1)「b.施設専用使用料」参照）を指します。事業者が施設を専用利用して行う独自サービスの利用料金は含みません。

(3) サービス購入費の支払いを受けるための条件

a. 基本料金

市は、事業者が別紙 - 1「本施設の要求性能について」、別紙 - 2「施設仕様について」、別紙 - 3「運営仕様について」、および別紙 - 4「維持管理に係る要求水準」に規定する内容を満足するよう施設を運営し、市民が施設を利用できる状態を維持していることを条件に基本料金を支払います。

b. 利用者数比例料金

市は、事業者が利用者に適切にサービスを提供したことを条件に利用者数比例料金を支払います。

5-5.その他

(1) 新会社の兼業の禁止

新会社は本事業以外の事業を兼業することはできません。なお、本事業は5-2(1)で規定する事業場所を実施することが条件となりますので、それ以外の場所を実施するものは全て他の事業となり実施が認められませんので留意してください。ただし、利用者の送迎に限り、事業用地外でのサービス提供を認めます(関連法令は順守してください。)

(2) 助成措置等に関する事項

a. 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していません。

b. 税制上の措置

本事業に関する税制上の減免措置等は想定していません(固定資産税等、市税の減免措置等も想定していません。)

c. 財政上および金融上の支援

本事業において、「ふるさと融資制度」による無利子融資の活用を希望する事業者に対しては、必要な範囲で市として協力します。ただし、「ふるさと融資制度」による無利子融資が利用可能となった場合には、当該融資に係る市の利子補給額相当について提案されたサービス購入費を引き下げますので、留意してください。

(3) 保険の付保

事業の継続性を担保するため、事業者は本事業の実施にあたり、以下の保険等を付保する必要があります。詳細については、第二次提案募集時までに明らかにします。

- ・ 工事保険
- ・ 請負業者責任賠償保険
- ・ 店舗総合保険
- ・ 賠償責任保険

(4) 市の権利義務および事業者の権利義務

別紙-6「事業に係るリスクの種類とリスク分担」を基本思想とし、これに基づき市と事業者の権利義務を事業契約の中で明確に規定するものとします。

(5) 事業者および市の債務不履行に係る措置

a. 事業者の債務不履行

事業者が契約上の債務を履行しない場合、市はサービス購入費の減額又は支払停止措置を取ることとし、また事業契約を解除できるものとします。

市が事業契約を解除した場合、市は建物等を事業者から買い取ります。買い取り価格は、建物、建物付属設備および機械装置に係る金額相当の価額を運営開始日から15年間で残存価額がゼロとなるように每期償却したと見なして算定される、契約解除日の残存価額に相当する額とします。

市は、事業者に対し契約解除時点から事業終了時までに受け取るべきサービス購入費(基本料金)の合計額(現在価値換算値額)の1割を違約金として設定することを想定しています。違約金は買い取り価格と差し引き精算するものとします。事業者は、市に損害が生じた場合には、これを賠償するものとします。市は、事業破綻時の措置として、資金を融資する金融機関等の債権者とあらかじめ協議して、その他の事業継

続手段を確保することも想定しています。

b. 市の債務不履行

市の債務不履行により事業継続が困難となった場合には、事業者は、事業契約を解除することができるものとします。この場合、市は、事業者が生じた損害を賠償するものとします。

(6) 不可抗力により事業の継続が困難になった場合の措置

(3)で付保を規定する保険で対応できる範囲を逸脱した不可抗力事由により事業の継続が困難となった場合には、必須施設の範囲内で、市においてその責任を負担します。

(7) 事業終了後の再契約等

原則として、事業期間終了後に事業者と再契約を締結することはありません。事業期間終了後も施設を継続して利用する場合には、事業方式を含めてあらためて検討する予定です。

また、原則として事業期間中に事業者が締結したリース契約等を市が引き継ぐことはありません。ただし、市が必要と認める場合には、事業者の合意を得られるものについて当該契約等を引き継ぐことがあります。

6. 第一次提案書類の提出

応募者は第一次提案書提出時において次の資料を提出してください。

6-1. 資格審査関連書類

- (1) グループ構成員表 (様式 5 - 1)
- (2) スポーツ施設運営実績表 (様式 5 - 2a)
- (3) 温浴施設運営実績表 (様式 5 - 2b)
- (4) グループ構成員関連資料
 - a. 国内における本店 (本社) 所在地またはいずれかの支店 (支社) 所在地における法人税、消費税、都道府県税および市町村税納税証明書 (提案書類提出日前 3 ヶ月以内に発行されたもの)
 - b. 定款
 - c. 会社概要
 - d. 貸借対照表 (直近実績 3 年分)
 - e. 損益計算書 (直近実績 3 年分)
 - f. 営業報告書 (直近実績 3 年分)
 - g. 利益処分 (又は損失処理) 計算書 (直近実績 3 年分)
 - h. 印鑑証明書 (提案書類提出日前 3 ヶ月以内に発行されたもの)
 - i. 商業登記簿謄本 (提案書類提出日前 3 ヶ月以内に発行されたもの)

6-2. 施設計画概要書類

- (1) 基本性能説明書 (様式 6 - 1a、6 - 1b、6 - 1c、6 - 1d、6 - 1e)
- (2) 設計概要説明書 (様式 6 - 2a、6 - 2b)

(3)設計図面類

提出書類	縮尺・サイズ等	備考
a.配置図	1/500 (A3版)	
b.各階平面図	1/400 (A3版)	各室の室名を明確に記入すること
c.立面図	1/400 (A3版)	2面
d.断面図	1/400 (A3版)	2面
e.設備システム図	カラー (A3版)	蒸気および温泉の利用システム系統が判るもの
f.外観パース	カラー (A3版)	1面
g.内観パース	カラー (A3版)	屋内温水プール部分および温浴施設部分
h.施設面積表	-	様式6-3
i.仕上表	-	様式6-4

(4)自由提案施設概要書 (様式6-5a)、独自サービス概要書 (様式6-5b)

6-3.運営・維持管理概要書類

- (1)必須施設運営計画概要書 (様式7-1)
- (2)維持管理計画概要書 (様式7-2)

6-4 事業計画概要書類

- (1)財務諸表計画表 (様式8-1)
- (2)新会社設立表明書 (様式8-2)
- (3)金融機関による関心表明書 (様式8-3)

6-5.その他

提案書類の提出にあたっては、次の点に留意願います。

(1)資格審査関連書類 (6-1.)

資格審査関連書類は表紙に提案書名 (資格審査関連書類) と応募者名を明記し、上記の順に3部 (1部原本、2部コピー) 提出ください。なお、6-1.(4)グループ構成員関連資料については、各構成員ごとに分けて提出してください。

(2)その他書類 (6-2. ~ 6-4.)

表紙に応募者名を明記し、6-2. ~ 6-4.の順にA4版片綴じ (左側2点紐綴じし、インデックス等により様式番号を付ける。) にて25部提出してください。A3版の資料は折り込んでください。提出にはバインダーやファイル等は用いないものとしてください。

(3)フロッピーディスクの提出

提案書類のうち様式で指定したものについては、フロッピーディスク (3.5インチ) に保存したものを併せて提出してください。なお、使用するソフトは下記のとおりとします。

文書 : Microsoft Word または一太郎

表等 : Microsoft Excel

市の使用しているソフトは Microsoft Word/Excel2000、一太郎 10、OS は Windows98 です。提出物は、市のソフト、OS 環境で利用可能な形式のものとしてください。

(4)表記上の注意

資格審査関連書類以外の提出書類においては、応募者が特定できるような名称、ロゴマーク等の使用はしないでください。

以 上